



令和2年4月20日

各保健所長 殿

保健医療福祉課長

新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について（依頼）

今般、厚生労働省から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴職におかれましても趣旨を御理解の上、下記4の団体のいずれにも属さない医療機関に対し周知して下さるようよろしくお願い申し上げます。

また、令和2年4月10日付け厚生労働省事務連絡に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関については、別添補足資料を参照していただいた上で、下記のとおり別添医療機関調査票及び実施状況調査票（初診から電話等を用いた診療や受診勧奨のみが対象）を提出して下さるよう、併せて周知方お願いいたします。

記

1 提出方法

エクセルデータを以下のメールアドレス宛に提出
メールアドレス：imushika@pref.kagoshima.lg.jp

2 提出期限

(1) 医療機関調査票について

令和2年4月23日（木）12時（以降随時提出）

※ 国への提出期限は、令和2年4月24日となっておりますが、それ以降も随時データは更新するとのことですので、上記提出期限以降も提出をお願いします。

(2) 実施状況調査書について

各月第2水曜日

※ 前月の実施状況をまとめて提出してください。

※ 対象は初診から電話等を用いた診療や受診勧奨のみ

3 県ホームページの通知・調査票等の掲載箇所

ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 医師・医療機関 > 電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について

※詳細については、ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

4 別途依頼済みの団体等

鹿児島県（郡市）医師会、鹿児島県（市郡）歯科医師会、鹿児島大学病院、
県内徳洲会系列病院・診療所

【連絡先】

鹿児島県くらし保健福祉部
保健医療福祉課医務係
TEL:099-286-2111(内線2707)
FAX:099-286-5928

電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧・実施状況報告について

医療機関調査票

電話等を用いた診療を受けられる医療機関の一覧（厚労省ホームページ等で公表）を作成するための調査票

<対象> 4月10日事務連絡に基づき電話等を用いた診療を実施する医療機関

<留意事項>

- 4月24日以降に新たに電話等を用いた診療を実施することとした場合
一覧は随時更新されますので期限後についても調査票を提出してください。
- 提出後に、記載内容に変更がある場合
変更後の内容に修正した調査票を再度提出してください。
- ※ 調査票未提出の医療機関は電話等を用いた診療ができないということではないとのことですが、対応可能な医療機関の情報を広く周知するという趣旨を踏まえ、対象医療機関については、調査票を提出して下さるようお願いいたします。
- ※ 同様に調査票に医師名を記載した医師以外は電話等を用いた診療ができないということではないとのことです。

実施状況調査票

初診について電話等を用いた診療を実施する医療機関における電話等を用いた診療の実施状況を把握し、改善のための検証を行う資料とするための調査票

<対象> 4月10日事務連絡に基づき初診から電話等を用いた診療を実施する医療機関

<留意事項>

- 実施状況調査票に記載するのは、①初診から電話等を用いた診療を行ったものと、②その後継続して電話等を用いた診療を行ったもの、及び③初診から電話等を用いた診療を行っているもので受診勧奨を行ったものです。

【各医療機関の対応と調査票提出の要否】

| 電話や情報通信機器を用いた診療の実施 | 電話等を用いた診療の対象 (初診からか・再診のみか) | 調査票提出の要否 | |
|--------------------|-------------------------------|----------|-------|
| | | 別紙1-2 | 別紙2-2 |
| 実施する | 初診から実施する | 必要 | 必要 |
| | 既に対面で診断され治療中の疾患を抱える患者について実施する | 必要 | 不要 |
| 実施しない | | 不要 | 不要 |

